

大阪市消防局 物品買入等契約公募型見積合わせ実施要領

制 定 平成 20 年 1 月 23 日

最近改正 令和 3 年 4 月 1 日

1 趣 旨

この要領は、大阪市消防局（以下「当局」という。）が発注する物品買入等契約において、大阪市契約規則（昭和 39 年 4 月 1 日規則第 18 号制定。以下「契約規則」という。）に定めるもののほか、公募型見積合わせの実施について必要な事項を定める。

2 適用範囲

公募型見積合わせの適用範囲は、総務部総務課で契約を締結する物件の買入及び借入の契約、印刷、製造及び修繕等の請負契約、業務委託契約で契約規則第 17 条及び別表第 1 に定める額及び当局において電子入札を実施する額を超えない当局専決契約案件とする。なお、特名随意契約及び緊急の必要性を有する契約、その他当局が特に必要と認める契約については対象範囲外とする。

3 参加資格

公募型見積合わせに参加しようとする者は、次に定める資格をすべて満たさなければならない。

- （１）見積書提出時までに、当該年度の本市の入札参加有資格者名簿に当局が定める承認種目での登録があること
- （２）見積書提出時から契約締結時のいずれにおいても、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていない者であること
- （３）大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- （４）見積書提出時までに当該契約の履行について、法令の規定により官公署等の許可、認可等が必要な場合において、当該許可、認可等を受けている者であること
- （５）当該契約の履行において必要とされる技術者等の配置を行うことができる者であること
- （６）参加企業規模や地域要件を設定した場合において、その要件を満たす者であること
- （７）その他、当局が特に必要と認める要件を満たす者であること

4 公 募

公募型見積合わせを実施するときは、消防局総務部総務課（大阪市西区九条南 1－12－54）窓口及びホームページでの掲示により仕様書等公募型見積合わせに必要な事項を公募するものとする。

5 参加申請

- （1）参加申請は、仕様書等の内容に基づき、当局から配布又はホームページに掲示する見積書（指定用紙）を公募文に定める期間中に指定場所に提出することをもって代えるものとする。
- （2）前記の見積書は、見積金額等必要な事項がすべて記入されたものを有効なものとして取り扱うものとする。
- （3）一旦、提出された見積書の訂正、再提出及び撤回は認めない。
- （4）「見積金額」欄には〒マークを頭に付け、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100（軽減税率対象物品の買入については 108 分の 100）に相当する金額を記載すること。なお、契約金額は当該見積金額に 100 分の 10（軽減税率対象物品の買入については 100 分の 8）に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる）とする。

6 公募型見積合わせ参加資格の審査

公募型見積合わせにより契約の相手方を決定するときは、「3 参加資格」で定める参加資格を満たす者であることを見積書の提出後に確認するものとする。

7 見積りの無効

次のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

- （1）見積りに参加する資格のない者が行った見積り
- （2）指定の日時までに提出されず、又は到達しなかった見積り
- （3）見積書に記名押印のない見積り
- （4）同一案件について見積者またはその代理人が 2 以上の見積りをしたときは、そのすべての見積り
- （5）同一案件について見積者及びその代理人がそれぞれ見積りをしたときは、その双方の見積り
- （6）同一案件について他の参加者の代理人を兼ね又は 2 人以上の代理人として見積書を提出したときは、そのすべての見積り
- （7）見積金額又は参加者氏名その他主要部分が識別し難い見積り
- （8）訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による見積り

- (9) 見積りに関し不正な行為を行ったと認められる者の見積り
- (10) 指定した見積書以外でした見積り
- (11) 見積書提出後から契約相手方決定までに、見積者（見積者が共同企業体の場合はその構成員を含む。）が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合の当該見積者が行った見積り
- (12) その他見積りに関する条件に違反した見積り

8 契約の相手方の決定

- (1) 契約の相手方の決定は、見積書提出期限以降に当局において行うものとし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方として決定する。
- (2) 契約の相手方となるべき同価格の見積りをしたものが2者以上あるときは、くじにより順位を決め、契約の相手方を決定する。
- (3) 最低見積価格が予定価格を超えている場合は、当該最低価格見積者と価格交渉のうえ、契約相手方を決定する。
- (4) 最低見積価格が予定価格を超えている場合において、最低価格見積者が2者以上あるときは、当該最低見積者による再度の見積徴収を行い、契約の相手方又は(3)の価格交渉の相手方を決定する。

9 公募型見積合わせの不成立

公募型見積合わせに付し、「8 契約の相手方の決定(3)(4)」による価格交渉が成立しないとき、参加申請者がいないとき又は見積合わせ参加資格を満たす者がいないときは、当該公募型見積合わせは成立しない。

10 公募型見積合わせの例外措置

次のいずれかに該当する場合は公募型によらず、指名による見積合わせの方法によることができる。

- (1) 公募型見積合わせが不成立となった場合で、再度公募型見積合わせを行った場合でも不成立となる可能性が高いと見込まれる場合
- (2) 前記(1)のほか、特段の事情がある場合

11 公募型見積合わせの取り下げ

当局は、契約の相手方を決定するまでは、公募型見積合わせを取り下げることができる。

12 その他

この要領に定めのない事項又はこの要領によりがたい場合は、公募型見積合わせ公募

文により定めることができるものとする。

附 則

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から運用する。

附 則

この要領は、平成 20 年 10 月 1 日から運用する。

附 則

この要領は、平成 20 年 11 月 20 日から運用する。

附 則

この要領は、平成 23 年 10 月 1 日から運用する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から運用する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から運用する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から運用する。

附 則

この要領は、令和元年 10 月 1 日から運用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から運用する。